

令和4年度鳥取県豪雪時道路通行規制実施要領

第1 目的及び適用範囲

- 1 この要領は、令和4年度中の豪雪時において鳥取県が管理する道路（以下「県管理道」という。）の通行が危険であると認められる場合における道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定により実施する道路の通行規制に関する事項を定めることによって、豪雪時における道路通行規制の有効かつ適正な実施を図り、もって道路交通の円滑化に資することを目的とする。
- 2 この要領において、「豪雪時」とは、大雪警報が発令されたときから解除されるまでの間（大雪警報が解除された後、引き続き大雪注意報が発令される場合にあっては、大雪警報が発令されたときから大雪注意報が解除されるまでの間）をいう。
- 3 豪雪時以外の異常気象時における通行規制については、「異常気象時における道路通行規制について」（昭和44年4月1日付建設省道路局長通達）に定めるところに準じて行うこととし、この要領は適用しない。

第2 規制の時期及び種類

1 規制の原則

県管理道は、冬期閉鎖区間を除き、降雪時においても一般交通の用に供することを基本とし、道路通行規制を実施する区間、期間及び方法は最小限度とし、かつ、危険を除去するために十分なものとしなければならない。

豪雪時においては、スタックその他の積雪等に起因する事故、危険、交通障害等（以下、「積雪等に起因する事故等」という。）を回避するため、例えば、峠部の区間において直ちにチェーン未装着大型車通行禁止の措置をとるなど、早期に最小限度の道路通行規制を実施して、積雪等に起因する事故等の発生を防止することを目指すこととする。

2 規制の実施時期

総合事務所長（日野県土整備局管内については、日野振興センター長）及び各県土整備事務所長（以下「所長」という。）は、次に掲げる場合においては、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。なお、通行規制の判断に際しては、適宜、現地確認を行うこととする。

- （1）積雪、地吹雪、路面の凍結・圧雪・堆雪により、通行が危険であると認められる場合。
- （2）積雪等に起因する通行に支障をきたす事故等の発生のおそれがあると認められる場合。
- （3）除排雪作業を実施するため、必要であると認められる場合。

3 規制の種類

以下は例示であり、通行規制の方法は、これらに限られ、又は従うべきものでなく、積雪や除雪の状況、交通量、緊急通行車両の通行頻度など個々の道路の区間の事情に応じて、道路管理者の裁量により柔軟に設定する。

（1）対象車両による段階的实施

チェーン未装着大型車通行禁止、チェーン未装着車通行禁止、冬用タイヤ未装着車通行禁止、緊急通行車両及び生活交通車両（地元住民車両）以外通行禁止、緊急通行車両以外通行禁止、自動車通行禁止、車両通行禁止、全面通行禁止

【注釈】

- ① 大型車とは、道路交通法施行規則第3条の区分「大型自動車」に該当するものをいう。
(道路交通法施行規則第2条における区分「大型自動車」に該当するもの)
大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が11,000キログラム以上のもの、最大積載量が6,500キログラム以上のもの又は乗車定員が30人以上のもの
- ② 「チェーン未装着」とは、駆動輪（全車輪が駆動するものにあつては、前輪又は後輪のいずれかの全タイヤ）のうちにチェーン未装着のタイヤがある状態をいう。
(例：ダブルタイヤにシングルチェーンのみを装着)
- ③ 生活交通車両とは、通行規制区内、及び通行規制区間に接続した道路に面した住居者、または住居者の関係者（親族、医療等関係者）をいう。

(2) 区画による部分実施

片側通行禁止（交互通行、一方通行）

4 違反者に対する措置

通行規制は道路法第46条の規定に基くものであり、違反した場合、同法第101条に定める罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の適用対象となる旨を運転者等に対して伝えるものとする。

第3 警察との調整

所長は、道路法第95条の2の規定により、前記第2により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、所轄警察署長の意見を聞かなければならない。ただし、緊急を要するためやむを得ない場合においては、可能な限り電話による連絡を行い、事後においては、速やかに理由及び内容を通知しなければならない。

また、所長は、所管警察署長の意見を聞いたうえで、規制に伴う適所での車両の誘導等について協力を求める等の調整を行うものとする

所長は、規制を解除したときは、所轄警察署長へ通報しなければならない。

第4 規制の周知

所長は、以下の方法等により、通行規制の実施について周知しなければならない。

(ア) 道路標識の設置

所長は、道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、禁止又は制限の対象、区間、期間、理由及び迂回路を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。

所長は、規制の解除を行おうとするときは、パトロールを行い、通行の安全を確認した後、規制の解除を行うものとし、解除と同時に標識を取り除くものとする。

(イ) 道路情報板等での一般通行者への情報提供

所長は、道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、禁止又は制限の対象、区間、期間、理由及び迂回路を道路情報板等に表示するなどして、規制対象車両の規制対象区間への流入の事前防止に努めなければならない。

第5 関係機関との連携

規制の実施に際して必要となる関係機関との連絡体制は各所属の危機管理マニュアル等に定めるところによる。

第6 報告

所長は、道路の通行規制を実施するときは、遅滞なく道路企画課長及び市町村の担当部署に報告しなければならない。解除するときも同様とする。

附 則

この要領は、令和4年11月19日から施行し、令和4年度に限り適用する。